

第16章

地域統合

1. ルールの概観

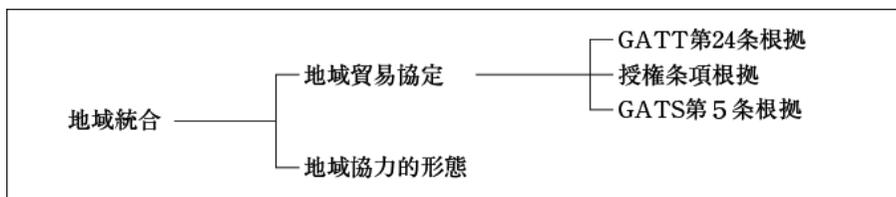
(1) ルールの背景

GATT・IMF体制を中心とする多角的な枠組みは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどってきており、現在、地域統合内部の域内貿易は、世界貿易の相当部分を占めるようになってきている（図表Ⅱ-16-1）。

地域貿易協定（Regional Trade Agreement）は、WTO協定では、物品の貿易についてはGATT24条に基づくもの、及び開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる1979年の締約国団決定（いわゆる「授権条項」：Enabling Clause；第II部第1章「最恵国待遇」参照）に基づくもの、サービスの貿易についてはサービス協定（GATS）5条に基づくものに分類されている。GATT24条に基づく地域貿易協定は、「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（Free-Trade Area）¹」、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の3つの概念に分類される（図表Ⅱ-16-2参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則（詳細は図表Ⅱ-16-7参照）を撤廃することにより域内の貿易を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にするため、対外共通関税を設ける必要があるのに対し、自由貿易地域（FTA¹¹）では、締約国間の輸出入のみが自由化の対象となるため、そうした必要がない点で異なる。

なお、「地域統合」には、WTO協定で例外として認められている地域貿易協定と、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものがあり、図式化すると、以下ようになる。本章では、WTO協定で例外として認められている地域貿易協定を中心に説明する。

WTO協定で認められている地域貿易協定は、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。地域貿易協定は、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には貿易の自由化を阻害する。このため、WTO体制が形骸化されることのないように、GATT24条等の適正な運用が行われるべきである。



¹ 「FTA」はFree-Trade Agreement（自由貿易協定）に対する略称としても用いられることがあるが、ここではGATTの条文に基づき自由貿易地域（Free-Trade Area）に対する略称とする。

＜図表 II-16-1＞世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（物品分野）

	輸出額 (2022年)			輸入額 (2022年)		
	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)
世界	24,904	100%	11%	25,621	100%	13%
北米	3,240	13%	18%	4,585	18%	16%
（米国）	2,065	8%	18%	3,376	13%	15%
中南米	832	3%	16%	919	4%	23%
欧州	8,696	35%	9%	9,275	36%	15%
CIS	724	3%	11%	412	2%	-9%
アフリカ	655	3%	18%	724	3%	16%
中東	1,636	7%	42%	1,046	4%	20%
アジア	9,121	37%	7%	8,660	34%	9%
（中国）	3,594	14%	7%	2,716	11%	1%
（日本）	747	3%	-1%	897	4%	17%
EU	7,148	29%	8%	7,463	29%	15%
USMCA	3,240	13%	18%	4,584	18%	16%
メルコスール	449	2%	17%	413	2%	25%
ASEAN	1,962	8%	14%	1,878	7%	14%
CPTPP	3,790	15%	11%	3,773	15%	17%

（注）対前年増加率は対 2021 年比、CPTPP は署名 12 カ国のうち、英国を除いた発効11 カ国で算出。

出所：WTO 事務局編、WTO World Trade Statistical Review 2023

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtsr_2023_e.htm

（2）法的規律の概要

① GATT24条及びGATS5条に基づく地域貿易協定についての規定

GATTは、1条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国に対してのみ関税を引き下げることは原則として許容していない。

しかし、物品の貿易については、GATT 24 条において、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げるのではなく、域内の貿易を容易にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件（図表 II - 16 - 2）に、地域貿易協定を最恵国待遇原則の例外として認めている。

<図表 II-16-2> GATT 24 条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(24 条 5 項、 8 項の要件)

	第24条第5項	第24条第8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則 (11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く) を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、(ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則 (11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く) を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記 (a) 又は (b) に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)

関税同盟：24条5項 (a) の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う (24条6項)。

(締約国団への通報、締約国団による検討)

- ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない (24条7項 (a))。
- ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う (同項 (b))。

WTO 発足以前は、関税同盟あるいは自由貿易地域のGATT 24 条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されていた。しかし、24 条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として...高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、24 条の解釈をめぐる対立し、審査報告書案は両論併記で終わっている。

GATT24 条の解釈は、1957 年署名のヨーロッパ経済共同体 (EEC) を設立したローマ条約に対する審査において問題となるなど、1994 年末までに審査を終了した 69 件の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか 6 件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査において GATT24 条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特恵措置が GATT 24 条で正当化されるかについてパネルで争われたのは 3 件しかなく、パネル報告書も未採択である (なお、WTO 体制となつてから地域貿易協定に関する上級委員会報告書が出されているが、これらの報告書は GATT 24 条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、24 条の解釈を明確化することの意義は失われていない)。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、24 条の解釈を困難としている不明確な要件をなくすための討議が行われた。その結果、24 条5項 (a) に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「GATT 24 条の解釈に関する了解」において、EU が用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、24 条8項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認め

られない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった（図表 II - 16 - 3）。なお、更に、サービス分野については、GATS 5 条に GATT 24 条と同様の表現を加えることとなった（図表 II - 16 - 4）。

<図表 II-16-3> GATT 24 条の明確化のための解釈了解等

(a) 1994 年の GATT 24 条の解釈に関する了解

- ・ GATT 24 条 5 項（a）にいう関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる（パラグラフ 2）。
- ・ GATT 24 条 5 項（c）にいう中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則 10 年以内とする（パラグラフ 3）。
- ・ 関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前に GATT 28 条（譲許表の修正についての手続）に基づき交渉を開始する（パラグラフ 4）。
- ・ 関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整（いわゆる「逆補償」）をする義務はない（パラグラフ 6）。
- ・ 物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う（パラグラフ 7）。

(b) アンチ・ダンピング協定 4 条 3 項

二以上の国が GATT 24 条 8 項（a）の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチ・ダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。

(c) 補助金協定 16 条 4 項

アンチ・ダンピング協定と同様に規定。

(d) セーフガード協定 2 条 1 項脚注

本協定のいかなる規定も、GATT 19 条と 24 条 8 項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。

(e) 原産地規則協定附属書 II

一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。

- ・ 特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること（パラグラフ 3（a）（i））。
- ・ 特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと（パラグラフ 3（b））。
- ・ 特惠原産地規則に関する法律等を GATT 10 条 1 項（貿易規則の公表）に従って公表すること（パラグラフ 3（c））。
- ・ 特惠原産地規則を遡及的に適用してはならないこと（パラグラフ 3（e））。

<図表 II-16-4 >GATS 5 条（経済統合）

サービス分野における経済統合には、GATS 5 条の規律がかかり、特に以下 3 つの要件が重要である^(注)。

- (1) 相当な範囲の分野を対象としていること（GATS 5 条 1 項（a））
- (2) いずれのモードも予め排除していないこと（GATS 5 条 1（a）への注釈）
- (3) 実質的にすべての差別が合理的期間内に撤廃されること（GATS 5 条 1 項（b））

上記（1）の「相当な範囲の分野」の内容及び（3）の合理的期間の長さについては、明確な定義はなく、今後の議論が待たれる。

なお、これらの要件に関しては、開発途上国に対する例外として、その国の発展の水準に応じて弾力的に適用することが規定されている（GATS 5 条 3 項（a））。また、開発途上国間の協定においては、域内で設立された企業であっても第三国に支配されているものは差別的な待遇を認める旨の規定がある（GATS 5 条 3（b））。これは、第三国に支配されていても域内で設立された企業であれば差別できない旨の規定（GATS 5 条 6 項）に対する例外であり、ウルグアイ・ラウンド時にメルコスール（MERCOSUR）の制度を維持するために挿入された規定と言われている。

GATS 5 条 2 項は、上記（3）の要件（実質上のすべての差別）の評価に際し、当該サービス自由化協定の、関係国間での貿易の自由化との関係を考慮できる旨規定しており、FTA で物品の自由化をする場合は、サービスの自由化の要件を緩和できるという方向に働く規定である。なお、物品やサービス分野の自由化範囲等は、WTO の RTA 委員会において審査されることになる。

（注）サービスの地域貿易協定に関するその他の要件として、次のものがある。

- ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない（5 条 4 項）。
 - ・逆補償を求めてはならない（5 条 8 項）。
- （なお、約束表については第 III 部第 2 章「サービス貿易」を参照）

また、2001 年 11 月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用される WTO の規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意された。手続の明確化については合意に至り、2006 年 12 月 14 日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択され（詳しくは、③（b）参照）、ドーハ宣言パラグラフ 47 の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始 1 年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている。）。今後、地域貿易協定が達成すべき自由化水準などの明確化についての議論が残されている。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、いわゆる「授権条項」（上記（1）参照）において特則が合意されており、これは 1994 年の GATT の一部を構成するものとなっている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件（図表 II - 16 - 5）に、開発途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT 1 条（最恵国待遇）の例外として認めている（パラグラフ 2（c））。この授権条項は GATT 24 条との関係につき何等言及していないため、授権条項による開発途上国間の地域貿易協定と GATT 24 条との関係について、以下の三通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確である。

- (a) 授権条項は、開発途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、開発途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- (b) 授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、GATT 24 条によって判断する。
- (c) 開発途上国間の地域貿易協定については、GATT 24 条と授権条項の両方を勘案して判断する。

＜図表 II-16-5＞授権条項における要件

(要件)

- ・開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない（パラグラフ 3 (a)）。
- ・関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となつてはならない（パラグラフ 3 (b)）。

(締約国団への通報、協議)

- ・締約国団に対する通報及び情報提供（パラグラフ 4 (a)）。
- ・利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること（パラグラフ 4 (b)）

このため、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こしている。本問題については、1992年3月に通報されたメルコスールの審査方法に関連してGATTの下で初めて検討された。その際、メルコスールをGATT 24条の下で通報すること及びその審査のための作業部会をGATT理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会（CTD：Committee on Trade and Development）」の下で審査を行うこと及びその付託事項（授権条項及びGATT 24条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること）につきコンセンサスが得られた。なお、後述するCRTAが1996年2月に新設されたことに伴い、審査は同委員会で実施されている。また、AFTAに関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、CTDへの通報のみが行われている。

2001年11月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTAでの審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められ、前述のように、2006年12月14日に行われた一般理事会において、地域貿易協定の審査手続を明確化した透明性メカニズムが採択された（詳しくは、③(b)参照）。これにより、授権条項根拠の地域貿易協定も本透明性メカニズムの対象となること、審査の場はCRTAではなくCTDとするが、他の案件と一緒に審査するのではなく、専ら地域貿易協定を審査するための会合（dedicated session）として開催することが決定した。

③地域貿易協定委員会（CRTA）における検討—規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996年2月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会（CRTA：Committee on Regional Trade Agreements）」が設置された。CRTAでは、従来、物品理事会、サービス理事会及びCTDの下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほか、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a) 通報された地域貿易協定²の審査、(b) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、(c) 審査手続の改善策の検討、(d) 多国間貿易体制に対し地域貿易協定が持つシステム的な問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち(a)を除く事項については、2001年11月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、ルール交渉部会で議論が行われている。

(a) 地域貿易協定の審査

WTOのまとめによると、2025年1月1日時点で発効済みの協定に対応する615件の通報（うち、GATT 24条

² 通報された地域貿易協定の概要と審査状況についてはWTOのウェブサイトで公開されている。
(<http://rtais.wto.org/UI/publicsummarytable.aspx>)

に基づく通報は341、授権条項に基づく通報は63、GATS5条に基づく通報は211）（注：同一協定であっても、GATTや授権条項、GATSに基づき別々に通報されたもの、及び既存協定への新規加盟に伴い通報されたものはそれぞれ1件としてカウントしている）がなされているが、事実審査は進んでいるものの、結果としてCRTA設置後は、審査報告書は1つも採択されていない（参考：CRTA設置以前における審査報告書の採択数は17、報告のないRTAは8）。なお、審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている。また、2006年12月14日の透明性メカニズム採択後は事務局が作成する事実報告書を検討する形をとっている（事実報告書（Factual Presentation）公表済み：439）。更に、透明性メカニズム採択前に事実審査を終えていたRTAについては事実概要を作成している（事実概要（Factual Abstract）作成済み：70）。

なお、2024年のCRTA活動概要及び2024年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要は次のとおりである（図表II-16-6参照）。

<図表II-16-6> 2024年のCRTA活動概要³及び2024年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要（物品協定関連。詳細はWTO・HP参照⁴）

① 2024年のCRTA活動概要

- 2024年4月 第109回WTO地域貿易協定委員会（ASEAN、ASEAN・日本、EU・太平洋地域、英国・ベトナム、英国・コロンビア・エクアドル・ペルー、PACER Plus）
- 2024年7月 第110回WTO地域貿易協定委員会（インド・UAE、インドネシア・韓国、韓国・カンボジア、英国・アイスランド・リヒテンシュタイン公国・ノルウェー）
- 2024年11月 第111回WTO地域貿易協定委員会（トルコ・モンテネグロ、英国・オーストラリア、英国・ニュージーランド、英国・ウクライナ、CPTPPのブルネイ・チリ・マレーシアに対する発効）

② 2024年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要

協定名称 (WTO事務局による事実報告書作成日)	文書番号	署名日、発効日	概要（協定の構造）
英国－コロンビア・エクアドル・ペルー (2024年1月4日) [物品・サービス]	WT/REG425/1	署名：2019年5月15日 発効：2020年12月31日 (ペルー) 2021年1月1日 (エクアドル・英国) 2022年6月28日 (コロンビア)	(EU-コロンビア・エクアドル・ペルー協定を踏まえ制定)
イスラエル－コロンビア (2024年2月6日) [物品・サービス]	WT/REG468/1	署名：2013年9月30日 発効：2020年8月11日	冒頭の規定及び一般定義、物品市場アクセス、原産地規則、税関手続、技術支援及び貿易能力構築、SPS、TBT、貿易救済、政府調達、投資、サービス貿易、紛争解決、制度に関する規定、例外、最終規定（全15章）
英国・南部アフリカ関税同盟 (2024年2月14日) [物品]	WT/REG443/1/Rev.1 ⁵	署名：2019年10月9日 (英国、ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア)	持続可能な開発及びその他の協力分野、貿易及び貿易関連事項、紛争回避と解決、一般的例外、制度に関する規定、一般規定と最終規定（全6章）

³ WT/REG/35 CRTA2024年報告書

⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

⁵ 2023年6月7日付けWT/REG443/1の修正版

		2019年10月16日 (南アフリカ) 発効：2021年1月1日	
インドネシア－韓国 (2024年3月20日) (2024年7月29日) [物品・サービス]	WT/REG469/1 WT/REG469/1/Re v.1	署名：2020年12月18日 発効：2023年1月1日	一般規定、内国民待遇及び物品市場アクセス、原産地規則及び原産地手続、税関手続及び貿易円滑化、貿易救済、サービス貿易、投資、経済協力、透明性、紛争解決、例外、制度に関する規定、最終規定(全13章)
英国・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン (2024年3月26日) [物品・サービス]	WT/REG459/1	署名：2021年7月8日 発効：2022年9月1日 (英国、リヒテンシュタイン、ノルウェー) 2023年2月1日 (アイスランド)	一般規定、物品貿易、サービス及び投資、デジタル貿易、資本の移動・支払い・移転、政府調達、知的財産、競争政策、補助金、中小企業、規制に関する良い慣行及び規制に関する協力、専門資格の承認、貿易及び持続可能な開発、例外、制度に関する規定、紛争解決、最終規定(全17章)
韓国－カンボジア (2024年3月26日) (2024年7月29日) [物品]	WT/REG470/1 WT/REG470/1/Re v.1	署名：2021年10月26日 発効：2022年12月1日	一般規定、物品貿易、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、貿易救済、経済協力、透明性、紛争解決、例外、制度に関する事項及び最終規定(全10章)
トルコ－モンテネグロ (2024年5月23日) [サービス]	WT/REG282/3	署名：2019年7月17日 発効：2022年7月1日	一般規定、ビジネスを目的にした自然人の一時的滞在、電気通信、金融サービス、電子商取引、映画又はテレビシリーズの共同制作、最終規定(全7章)
英国－ウクライナ (2024年6月25日) (2024年12月12日) [物品・サービス]	WT/REG435/1 WT/REG435/1/Re v.1	署名：2020年10月8日 発効：2021年1月1日	一般原則、外交・安全保障政策分野における戦略的政治対話と協力、正義・自由・安全保障、貿易及び貿易関連事項、経済及び分野別協力、不正防止規定を含む金融協力、制度・一般及び最終規定(全7章)
英国－オーストラリア (2024年6月25日) [物品・サービス]	WT/REG471/1	署名：2021年12月16日 (英国) 2021年12月17日 (オーストラリア) 発効：2023年5月31日	冒頭の規定及び一般定義、物品貿易、貿易救済、原産地規則及び原産地手続、税関手続及び貿易円滑化、SPS、TBT、国境を越えるサービス貿易、金融サービス、専門サービス及び専門資格の承認、ビジネス関係者の一時的入国、電気通信、投資、デジタル貿易、知的財産、政府調達、競争政策及び消費者保護、国有企業及び指定独占企業、中小企業、イノベーション

			ン、労働、環境、開発、貿易及びジェンダー平等、動物福祉と薬剤耐性、規制に関する良い慣行、協力、透明性及び腐敗防止、運用及び制度に関する規定、紛争解決、一般規定及び例外、最終規定（全32章）
英国－ニュージーランド (2024年7月26日) [物品・サービス]	WT/REG472/1 ⁶	署名：2022年2月28日 発効：2023年5月31日	冒頭の規定及び一般定義、内国民待遇及び物品市場アクセス、原産地規則及び原産地手続、税関手続及び貿易円滑化、SPS、動物福祉、TBT、貿易救済、国境を越えるサービス貿易、国内規制、金融サービス、電気通信、ビジネス関係者の一時的入国、投資、デジタル貿易、政府調達、知的財産、競争、国有企業及び指定独占企業、消費者保護、規制に関する良い慣行と規制に関する協力、環境、貿易及び労働、中小企業、貿易及びジェンダー平等、マオリ族の貿易及び経済協力、貿易及び開発、腐敗防止、透明性、制度に関する規定、紛争解決、一般的例外及び一般規定、最終規定（全33章）
CPTPP（ブルネイ・チリ・マレーシアの発効） (2024年8月26日) (2024年12月2日) [物品・サービス]	WT/REG395/5 WT/REG395/5/Re v.1	署名：2018年3月8日 発効：2018年12月30日 (オーストラリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール) 2019年1月14日 (ベトナム) 2021年9月19日 (ペルー) 2022年11月29日 (マレーシア) 2023年2月21日 (チリ) 2023年7月12日 (ブルネイ)	冒頭の規定及び一般定義、内国民待遇及び物品の市場アクセス、原産地規則及び原産地手続、繊維及び繊維製品、税関当局及び貿易円滑化、貿易上の救済、SPS、TBT、投資、国境を越えるサービスの貿易、金融サービス、ビジネス関係者の一時的な入国、電気通信、電子商取引、政府調達、競争政策、国有企業及び指定独占企業、知的財産、労働、環境、協力及び能力開発、競争力及びビジネスの円滑化、開発、中小企業、規制の整合性、透明性及び腐敗行為の防止、運用及び制度に関する規定、紛争解決、例外及び一般規定、最終規定（全30章）
メキシコ－キューバ (2024年9月4日) [物品]	WT/COMTD/RTA 6/1	署名：2000年10月17日 発効：2001年2月28日	-

⁶ 2025年1月28日付けWT/REG472/1/Rev.1により修正されている。

<p>インドーオーストラリア (2024年12月5日) [物品・サービス]</p>	<p>WT/REG473/1</p>	<p>署名：2022年4月2日 発効：2022年12月29日</p>	<p>冒頭の規定及び一般的定義、物品貿易、貿易救済、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、SPS、TBT、サービス貿易、自然人の一時的な移動、透明性、一般規定及び例外、運用及び制度に関する規定、紛争解決、最終規定（全14章）</p>
<p>中国ーニカラグア (2024年12月11日) [物品・サービス]</p>	<p>WT/REG478/1</p>	<p>署名：2023年8月31日 発効：2024年1月1日</p>	<p>冒頭の規定及び定義、物品貿易、原産地規則及び実施手順、税関手続及び貿易円滑化、SPS、TBT、貿易救済、国境を越えるサービス貿易、金融サービス、ビジネス関係者の一時的な入国、投資、デジタル経済、競争政策、知的財産、環境と貿易、中小企業、透明性、経済協力、一般規定及び例外、制度に関する規定、紛争解決、最終規定（全22章）</p>
<p>中国ーカンボジア (2024年12月12日) [物品・サービス]</p>	<p>WT/REG479/1</p>	<p>署名：2020年10月12日 発効：2022年1月1日</p>	<p>冒頭の規定及び定義、物品貿易、原産地規則、税関手続と貿易円滑化、TBT、SPS、サービス貿易、投資協力、一帯一路構想の下での協力、電子商取引、経済及び技術協力、透明性、運用及び制度に関する規定、紛争解決、例外、最終規定（全16章）</p>

出所：WTO 事務局(地域貿易協定の事実報告書（Factual Presentation））

(b) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討

新規の地域貿易協定審査において、数年分の未審査案件が溜まっていることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されてきた。2006年12月14日に行われた一般理事会において、透明性メカニズムが採択され、これにより地域貿易協定の審査手続が明確化された。前述のとおり、ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始1年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている）。透明性メカニズムの概要は以下の通りである。

- 1 地域貿易協定のWTO事務局への通報は、一般に発効前に行う。
- 2 地域貿易協定の審査は通報から1年以内に終える。
- 3 透明性メカニズムの実施については、CRTAはGATT24条及びGATS5条に基づくRTAに関して、CTDは授權条項根拠のRTAに関して実施する。ただし、CTDは、透明性メカニズムの機能を達成するために、専ら地域貿易協定を検討するための会合（dedicated session）として開催する。
- 4 地域貿易協定当事国は必要なデータをWTO事務局に提出し、WTO事務局が事実報告書を作成する（従来は、ほとんどの審査報告書が当事国によって作成されている）。
- 5 一般に、各々のRTAの検討のため一回の公式会合を行う。
- 6 書類及び会合議事録は各国に配布され、WTO事務局ウェブサイトでも公開される。また、次の点も明確化された。
 - ・ 地域貿易協定交渉を開始したことをWTOに通報する努力義務
 - ・ 署名された地域貿易協定の署名日、発効日を、発効前にWTOに通報する義務
 - ・ WTOに情報提供すべき内容の明確化（地域貿易協定税率、実行税率等）
 - ・ 情報提供を通報から10週間以内（開発途上国間地域貿易協定の場合は20週間以内）に行う義務

(c) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

地域貿易協定の実施状況に関する報告については、透明性メカニズムにおいて、以下の手続に従って行われることが合意された。

- 1 地域貿易協定の運用変更は、変更後速やかに通報する。
- 2 実施期間終了時に自由化約束の達成度について簡潔な報告書（a short written report）を提出する。
- 3 要求に応じ、WTOは上記1、2の内容についての意見交換の機会を提供する。
- 4 上記1、2の内容はWTOウェブサイトで公開する。WTO事務局は概要を加盟国へ定期的に配布する。

(d) 地域貿易協定に対する実体的規律の検討

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対するWTOの実体的規律の明確化を目指した議論も進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等（GATT24条8項）が主な論点となっている（図表II-16-7）。我が国としても、地域貿易協定がWTOのマルチの貿易体制をむしろむしばむことがないよう、高い規律を目指して議論に参加している。

＜図表 II-16-7＞地域貿易協定に対する WTO の実体的規律についての GATT における主要な論点

① 24 条 5 項「その他の通商規則の全般的な水準」

24 条 5 項は、関税及びその他の通商規則は域外に対する障壁を引き上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が分かれている。関税の全般的な水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。

② 24 条 4 項と 5～9 項との関係

24 条 4 項は、関税同盟、自由貿易地域の目的は域内の貿易を促進することであるべきで、域内と他国との貿易に対する障壁を引き上げることであるべきではないと認識すると規定。また、24 条 5～9 項は、関税同盟及び自由貿易地域が GATT 上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、GATT 上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。

このため、4 項はそれに続く 5～9 項によりその具体的内容を規定されており、4 項自体は判断基準ではない（即ち 5～9 項の要件を満たせば自動的に 4 項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、5 項 (a) の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、4 項でいう域外との障壁を引き上げたことにはならないという EU 等の意見と、4 項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。

③ 24 条 8 項「実質上のすべての貿易」

24 条 8 項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何ををもって「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、更に、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。

④ 24 条 8 項と他の WTO 協定との関係

GATT 24 条 8 項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、11 条、12 条、13 条、14 条、15 条、20 条が列挙されているにもかかわらず、第 19 条（セーフガード）及び第 6 条（アンチ・ダンピング）が挙げられていないため、ウルグアイ・ラウンド交渉による WTO 義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に議論された。

具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置（セーフガード、アンチ・ダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、24 条 5 項に違反しないか、24 条 8 項で正当化されるか否かが論点となっている。

(3) 経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、貿易自由化が最恵国待遇の原則に基づいて実施されず、締結国間で特惠的に行われるため、一般的な貿易や投資の自由化の経済効果よりも複雑な要素が絡む。以下では、地域統合の代表的な経済効果について、①域内国に与える効果、②域外国に与える効果、③生産性に与える効果、④直接投資に与える効果に分類しつつ整理する。

①域内国に与える効果

域内の貿易障壁の削減に伴い、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ（貿易創出効果）、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができるため、域内国の経済厚生は上昇する。また、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行しより多くの種類の財・サービスが市場に供給されるようになる（競争促進効果）。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみに限定されるため、従来、域外から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合、生産性の高い域外国からの輸入が生産性の低い域内国からの輸入に代替されることにより（貿易転換効果）、域内国の経済厚生を下げ方向に働く。生産性の高い域外国からの輸入品が域内市場から排除されることは、かえって域内の競争を阻害するおそれがある。

また、締結国が独自に域外関税を設定する地域貿易協定においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出を防ぐ目的で、輸入品の原産地を特定する原産地規則を設定する必要が生じる。生産者は必要な原産地規則を満たし特惠的な貿易自由化のメリットを享受するために、域外生産や中間財の調達よりもコストが高くても域内生産や中間財の域内調達を増加させるかもしれない。その場合、地域統合により、中間財市場や企業の直接投資行動にも歪みが生じる。さらに、原産地規則を満たすコストが大きいと、輸出者が特惠的な関税率を利用せず自由化前の関税率を賦課されたまま輸出を行うため、貿易自由化によるメリットは限定されたものになってしまう。

このように地域統合は貿易創出効果と貿易転換効果を通じて域内国の経済厚生に相反する二つの影響を与え、また原産地規則の負担により有利な低関税を利用する輸出者が限られたものになるか、あるいは関税引き下げの効果を相殺する費用が生じてしまうおそれがある。

②域外国に与える効果

地域貿易協定の締結は、締結国間の貿易を活発化させ、自由化の対象ではない非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。すなわち、非締結国に対する絶対的な貿易障壁が変わらなくても、相対的には上昇する。その結果、非締結国の締結国に対する交易条件（＝輸出価格／輸入価格）が悪化するおそれがある。こうした交易条件効果は国家間の所得分配を変化させ、非締結国の経済厚生を犠牲にしつつ締結国に利益をもたらす。すなわち、地域貿易協定の締結は、締結国に対し貿易障壁を下げる政策である一方、非締結国に対し貿易障壁を残存させる差別的な措置であるが故に非締結国に対する負の効果を伴う面がある。

非締結国との貿易量の減少と交易条件の変化による利益の移転は域外税率が一定に保たれた場合でも生じるため、既存の地域貿易協定に参加出来ない場合、非締結国は関税の引き上げの代わりに対抗的な地域貿易協定を締結することで、既存の地域貿易協定に参加出来ないことに伴う損失を回復する可能性もある。地域貿易協定の締結が、締結国間の経済関係の緊密化と非締結国との経済関係の希薄化を進め、それにより非締結国と新たな貿易自由化を行う誘因を減らしてしまうことへの懸念も指摘されている。

③生産性に与える効果

地域貿易協定の締結は生産性を変化させることを通じて、域内国と域外国に追加的な経済効果をもたらす。まず、貿易自由化による貿易障壁の削減は、輸出機会を増大させ生産規模を拡大させることを通じて、規模の経済を実現し生産性を上昇させる効果がある。同様に輸出の拡大や域内市場における競争の促進は、

生産者の費用削減努力や研究開発努力の誘因を増加させることにより、生産性を上昇させる。生産性の上昇は域内国の経済成長率を上昇させる要因であり、域内国に利益をもたらす。また、域内の市場規模の拡大は域外国からの輸入の増加につながり、域外国の利益にもなるとともに、貿易転換効果の懸念を減らすことにより域内国の利益にもつながる。

また、財やサービスの輸出や輸入中間財を用いた生産を行う国際化企業は、そうでない非国際化企業と比較して生産性などの企業パフォーマンスが高い傾向にあることが知られている。貿易自由化により貿易の機会が増し国内市場の競争が高まると、資源の再配分が生じて、生産性の低い非国際化企業から高い国際化企業へ資本や労働者などの生産要素が移動し、生産量も同様にシフトしていく。結果的に、貿易自由化は生産性の高い国際化企業の規模を拡大し、生産性の低い非国際化企業の規模を縮小させることを通じて、産業全体としての生産性を向上させる（産業内資源再配分効果）。さらに、生産性の高い国際化企業は、売上げの増加によって、より一層研究開発投資の原資を得ることができ、研究開発を活性化することができるようになることも期待される。

こうした貿易自由化による生産性の向上は、地域貿易協定に限定される効果ではないが、特に市場規模の大きい国が締結相手国である場合、地域貿易協定による特惠的な自由化が大きな生産性向上効果をもたらすことが期待される。

④直接投資に与える効果

地域貿易協定の締結は、企業の直接投資パターンにも影響を与える。すでに域外国の企業が現地市場に供給するための工場をA国とB国にそれぞれ設立していた場合、地域貿易協定が締結されると、1つの工場がA、B両国に供給する輸出基地（Export-Platform）の役割を果たすことができるため、2つの工場を1つに整理統合することができる（海外直接投資統合効果）。これにより、域外国には工場を1つ閉鎖したことによるコスト節約、域内国には価格下落による消費者への利益がもたらされ、域内国及び域外国の両方とも地域貿易協定によるメリットを享受できる。

他方、原産地規則の要求が厳しくなると、生産コストの比較的高い企業が域内に新規に工場を設立する一方、効率的な生産ネットワークを構築していた企業が競争激化によって現地工場を閉鎖してしまう可能性も指摘されている（直接投資転換効果）。

<地域経済統合の経済的評価>

上記のような各効果等が域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造等によって異なる。

一般に地域経済協定の締結は締結国間の貿易を活性化させ、非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。換言すれば、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、域内国の貿易に与える効果、生産性に与える効果や直接投資に与える効果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化することへの反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響を持つと期待することができる。

趨勢を見ると、GATT/WTOによる多国間ベースでの関税引き下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が新たに導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、GATT/WTOの原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- (a) 特定産品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨を規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。
- (b) 地域貿易協定締結や地域協力的形態への参加に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利

益を享受し、実質的な対外障壁の緩和を促進するルールに基づき統合が進められることが必要である。

2. 主要ケース

地域統合に関するものとして、以下のような案件がWTOの紛争解決手続に持ち込まれているが、GATT24条との整合性については必ずしも明確化されていない。

(1) トルコ - 数量制限の導入 (DS34)

トルコは、EU—トルコ関税同盟の締結にあたり、EUが従来から行ってきた繊維に関する残存する多角的繊維取極（MFA規制）の実効性を保つことを目的として、EUが数量制限を行ってきた品目と同様の品目について、1996年1月1日より一方的に新たな数量制限を導入した。本案件では、トルコの措置について、WTO以前から残っていた措置以外について経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定2条のみならず、GATT11条（数量制限の一般的禁止）への違反が認められた。他方、トルコの措置が、GATT24条5項（a）（関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない）により正当化されるとの主張は、認められなかった。

この結論を導くに当たり、上級委員会は、GATT24条によりGATTの他の条文と整合的でない措置が正当化される余地を認めたが、その抗弁が認められるためには、①当該関税同盟がGATT24条5項（a）及び8項（a）の要件を完全に満たすものであること並びに②問題となっている措置を導入しなければ関税同盟の形成それ自体が阻害されることについて、措置を導入する加盟国が立証しなければならないとした。

(2) EU - バナナの輸入制限 (GD/270・GD/279・DS27)⁷

1989年12月当時、EUはACP諸国（アフリカ・カリブ海・太平洋諸国）との間で、加盟国と旧植民地間の特恵措置を定める第4次ロメ協定を締結し（期間10年）、これに基づきバナナの輸入に関してACP諸国を優遇していた。

市場統合前のEUのバナナ輸入制度は、ACP諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価20%の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、またEU加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの要請によって1993年2月にパネルが設置され、同年6月パネル報告書が出された（GD/270）。その中では、EU加盟国の輸入数量制限措置がGATT11条1項（数量制限の一般的禁止）違反であるほか、ACP諸国に対するバナナの特恵措置がGATT1条違反であり、GATT24条で正当化されないとされた。しかし、EUはこのパネル報告書の採択に応じなかった。またEUは、1993年1月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した（理事会規則404/93）

⁷ 本件に関しては、宮野洋一「ECのバナナ輸入規制その後」1999年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1999/99-12.pdf）（全体の経緯についても参照）。

GD/279に関しては、岡田外司博「EUの新バナナ輸入制度」1994年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1994/94-10.pdf）も参照。

DS27に関しては、中川淳司「ECのバナナ輸入制限パネル報告」1997年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1997/97-4.pdf）（パネル報告書について）、平寛「ECのバナナ輸入制限上級委員会報告」1997年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1997/97-5.pdf）（上級委報告書について）、伊藤一頼「ECのバナナの輸入・販売・流通のための制度に係る21.5条手続」2008年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2008/08-8.pdf）（米国による申立てに係る履行確認手続パネル・上級委報告書について）、渡邊伸太郎「EC—バナナの輸入、販売及び流通のための制度21.5条パネル（第2回）」2008年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2008/08-9.pdf）（エクアドルによる申立てに係る履行確認手続パネル・上級委報告書について）も参照。

(同年7月施行)。(なお、当該規則は失効し、現在は欧州議会と理事会規則1308/2013が効力をもっている)。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの5か国がGATT1条、2条、3条、11条等の違反を主張した(GD/279)。なお、EU加盟国のドイツも当該規則がGATT違反であると主張して、EU理事会を相手としてEU司法裁判所に同規則の取消を求めたが(Case C-280/93)、GATTの直接効果が否定され、その主張は認められなかった。

当事国間協議では合意に至らなかったため、1993年6月にパネルが設置された。パネルは、1994年2月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、GATT2条1項(譲許税率より不利でない税率の適用)違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP諸国産バナナの販売を優遇するものであり、GATT1条(最恵国待遇)違反とし、③GATT1条違反は自由貿易地域等を理由としてGATT24条により正当化されないとした。

GATT24条によりACP諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定がEUのみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定はGATT24条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したがって、EUがこれまで主張してきた、GATT第4部(貿易及び開発)の規定により先進国が開発途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し開発途上国に自由化の義務がない協定であっても24条の要件を満たすとする解釈は、24条をそのように解釈するならば一般特恵制度にウェーバーが設けられたり、授權条項が合意されたりはしなかったであろうとの考察などを理由として、採用されなかった。

本パネル報告書は、1994年3月以来、採択のため理事会に付されていたが、EUはその採択に応じないままGATTが1995年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU及びACP諸国は第4次ロメ協定に関しGATT1条1項(最恵国待遇)についてのウェーバー(義務の免除)を申請し、1994年12月のGATT総会においてその取得が認められた。

なお、EUはウルグアイ・ラウンド交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く4か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995年1月1日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度についても、1996年5月に米国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びエクアドルによるGATT1条(最恵国待遇)及び13条(数量制限の無差別適用)等の違反を理由とする申立てによりパネルが設置され、1997年5月にパネル報告が、9月に上級委報告がそれぞれ配付され、同月のDSB会合において採択された(DS27)。本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第II部第1章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU間の争いについては第II部第15章「一方的措置」を参照)。

なお、EUに輸入されるバナナの関税については、2011年3月、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラを含む11か国とEUとの間でバナナの取引に関するジュネーブ協定が締結され、段階的に関税の引き下げが実施された。これに伴い、当事国は関連する紛争解決手続に関して相互合意による解決を報告し、手続を終了させた。また、理事会規則404/93は、規則1234/2007により廃止され、その後、同規則は、2013年に欧州議会と理事会の規則1308/2013に統合されている。

(3) ブラジル・再生タイヤの輸入に関する措置(DS332)⁸

ブラジルは、再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外を導入した。これを受け、EUは、同措置がGATT1条1項(最恵国待遇)、3条4項(内国民待遇)、11条1項(数量制限の一般的禁止)、13条1項(数量制限の無差別適用)に違反するとして申立てを実施した。これに対し、ブラジルは、同措置はGATT20条(b)及び(d)(一般的例外)、24条(関税同盟及び自由貿

⁸ 本件に関しては、川瀬剛志「ブラジルの再生タイヤの輸入に関連する措置」2007年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書(https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2007/07-8.pdf) (パネル・上級委報告書について)も参照。

易地域)によって正当化される旨主張した。なお、メルコスール諸国に対する措置の適用除外は、メルコスールの紛争解決手続の結果、同措置がメルコスール協定不整合と判断されたことを受けて導入されたものである。

二国間協議では合意に至らなかったため、2006年1月にパネルが設置された。パネルは、2007年6月に報告書を取りまとめ、ブラジルの措置のGATT 11条1項への該当性を一部認めただけで、ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は、ブラジルの措置が「偽装された貿易制限」であることを示し、このため当該措置はGATT 20条(b)及び(d)で正当化されないとして、GATT 11条違反を認定した。ただし、メルコスール諸国に対する適用除外については、適用除外がメルコスールの紛争解決手続の結果を履行するために導入されたものであり、かつ、適用除外の対象となるメルコスール諸国からの再生タイヤの輸入量が少なく、適用除外は、輸入禁止措置が政策目的(廃タイヤ堆積の削減)を達成する能力を著しく侵害するものではないことを理由として、「恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇」や「偽装された貿易制限」には該当しないと判断した。これに対してEUが上訴したところ、上級委員会は、GATT 20条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT 20条の下で正当化されないという結論は支持する内容の報告書を2007年12月に取りまとめ、同月、DSB会合において採択された。上級委員会報告書は、パネルの判断を破棄し、メルコスール諸国に対する適用除外について、輸入禁止措置の目的との関係ではメルコスール諸国とその他のWTO加盟国には同様の条件が当てはまり、取扱いを区別すべき理由がないこと、メルコスール紛争解決手続の結果に従うという行動は論理的ではあるが、GATT 20条サブパラグラフに該当する措置の政策目的とは関連しないこと等を理由に、「恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇」に当たると判断した。

(4) ペルー－特定農産品への追加輸入関税(DS457)⁹

ペルーは、国際価格の変動の中和を目的とした「価格幅システム(Price Range System, PRS)」に基づき、米、砂糖、とうもろこし、牛乳といった農産品の輸入において、追加課徴金を賦課した。2013年4月、グアテマラは、同措置が農業協定4条2項(市場アクセス)、GATT 2条1項(b)(譲許表)等に違反するとしてペルーとの協議を要請し、同年7月にパネルが設置された。

2014年11月、パネル報告書が公表され、PRSに基づく追加課徴金は可変輸入課徴金あるいはこれに類する国境措置であり、農業協定4条2項に違反するとされた。さらに、ペルーの譲許表には、PRSに基づくその他の租税や課徴金についての記載がなく、本件措置はGATT 2条1項(b)に違反するとされた。

これに対し、ペルー、グアテマラの双方が上訴した。上級委員会は、農業協定4条2項及びGATT 2条1項(b)に違反するとのパネルの判定を支持したものの、本件措置は最低輸入価格、又は最低輸入価格に類する国境措置に該当しないとすパネル判断は覆した(そのうえで、判断を完遂できるかも検討したが、できないとした)。検討の過程で、上級委員会はトルコ数量制限事件(DS34)におけるGATT 24条の解釈を再確認している。2015年7月、上級委員会報告書が公表され、同月、DSB会合において採択された。

⁹ 本件に関しては、水島朋則「農産品の輸入に対するペルーの加算関税事件(DS457)」2017年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書(https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2017/17-2.pdf) (パネル・上級委報告書について)も参照。